

議案第 88 号

松阪市水道給水条例及び松阪市公共下水道使用料条例の一部改正について

松阪市水道給水条例（平成 17 年松阪市条例第 288 号）及び松阪市公共下水道使用料条例（平成 17 年松阪市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 9 月 25 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市水道給水条例及び松阪市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例
(松阪市水道給水条例の一部改正)

第 1 条 松阪市水道給水条例（平成 17 年松阪市条例第 288 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 項中「納入通知書に基づき、集金又は口座振替等の方法により毎月徴収する。」を「納入通知書の送付、口座振替又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者による納付の方法により毎月徴収する。」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 定められた納付期日までに料金が納入されないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、前項の方法によらず、集金の方法により徴収することができる。

(松阪市公共下水道使用料条例の一部改正)

第 2 条 松阪市公共下水道使用料条例（平成 17 年松阪市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「毎使用月における公共下水道の使用について、集金、納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。」を「納入通知書の送付、口座振替又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者による納付の方法により毎月徴収する。」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 定められた納付期日までに使用料が納入されないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、前項の方法によらず、集金の方法により徴収することができる。

附 則

この条例は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。